

## 公の施設における営利目的の利用制限について

### 【I. 地域福祉センター】

○ふれあいのまちづくり協議会 運営の手引きより抜粋

(p. 17)

地域福祉センターは、原則として、児童や高齢者、障がい者等地域住民をはじめすべての人々が、地域の福祉活動及び交流活動を行うために利用することができます。ただし、次の目的で地域福祉センターを利用することはできません。

- ①個人的な専用利用（冠婚葬祭等 市営住宅併設型・民間地域福祉センターを除く）
- ②営利目的の利用
- ③宗教活動又は政治活動のための利用
- ④公益を害し、又は風俗を乱すおそれのある利用
- ⑤建物又は、附属物を損傷するおそれのある利用
- ⑥その他ふれあいのまちづくり協議会が不相当と認める利用

(p. 19)

質問) 華道教室を開催したいと、講師の方から利用申込がありました。どうしたらいいですか？

答え) 講師が自ら教室を主宰し、受講生を集めて受講料金を徴収する場合は、営利目的の活動にあたり、地域福祉センターの利用は禁止されます。しかし、地域の交流活動として、地域住民有志がサークルを作り、講師等を招いて謝礼を支払う場合は、利用は認められます。いずれにしても、営利目的の活動か、交流活動かの判断は非常に難しいので、協議会でよく相談の上、決定をしてください。ただし、特定のサークルが、定期的、優先的に地域福祉センターを利用し、他の人が地域福祉センターを利用しにくくならないようにしましょう。

## 【Ⅱ. ふたば学舎】

…判断基準は明確に定めていないが、指定管理者が実情により判断している。

○「神戸市立ふたば学舎条例」より抜粋

---

---

(第6条)

施設等を使用しようとする者は、(…中略…) 又は営利を目的として施設等を使用しようとするときは、規則で定める事項を指定管理者に届け出なければならない。

(第9条の2)

第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1号及び第2号に定める額(営利を目的とする使用にあつては、当該額の5倍に相当する額)の範囲内において(…中略…) 利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

---

---

## 【Ⅲ. 丸山コミュニティ・センター】

…判断基準は明確に定めていないが、指定管理者が実情により判断している。

○「神戸市立丸山コミュニティ・センター条例」より抜粋

---

---

(第6条)

使用申請者は、施設の使用に当たって(…中略…) 営利その他第1条の目的以外の目的に使用しようとする場合は、規則で定める事項を届け出なければならない。

(第7条)

2 営利を目的として施設を使用するときの当該施設の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、別表で定める額の5倍の額とする。

---

---

### (参考：神戸市区文化センター)

○「神戸市立文化センター条例」より抜粋。

---

---

(第7条)

使用申請者は、(…中略…)、又は営利目的のために施設を使用しようとするときは、規則で定める事項を指定管理者に届け出なければならない。

(第10条)

2 第6条第1項の許可を受けた者(以下、「使用者」という。)は、別表第2に定める額(営利目的に使用する場合にあつては、別表第2に定める額の5倍の額)の範囲内において(…中略…) 利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

---

---

#### 【IV. 公民館】

##### ○社会教育法より抜粋

---

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 

##### ○神戸市公民館グループ登録及び支援に関する要綱より抜粋

---

(神戸市公民館グループ登録及び支援に関する要綱)

(第2条)

- 4 前2項の規定に関わらず、営利を目的として活動を行うグループ又は、特定の政治団体・宗教等を支持する活動を行うグループは、登録できない。
- 

#### (※他都市参考例①：福岡市公民館)

##### ○福岡市「公民館「つなぐ」ガイドブック」

(発行：福岡市市民局コミュニティ推進部公民館支援課) より抜粋

---

「公民館での営利事業について」

社会教育法では第23条第1項において、公民館が「もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」を禁止しています。

この条文は、公民館が営利事業に関わるものを全面的に禁止するものではありません。ただし、事業者との連携にあたって、下記のような事業は実施できないので、注意しましょう。

例えば…

- 商品・サービスの販売・契約や宣伝・勧誘・説明・展示を行うことが主な目的である事業
- 企業の広告・宣伝を行うことが主な目的である事業
- 講師謝礼金が著しく高額な講習会等

※事業者と連携する時には、上記のようなことが主たる目的になったり、機会提供の場になったりしないように気を付けましょう。

※判断に迷う場合は各区地域支援課に相談しましょう。

=====

(※他都市参考例②：大津市公民館)

○「大津市立公民館使用許可に関する取扱基準」より抜粋

=====

(2)「営利」、「政治」、「宗教」に該当するときの解釈

① 「営利」(社会教育法第23条第1項第1号)

- ア 学習活動等のうち、主たる目的が特定人に収益を帰属させたり、広告・宣伝、販売等営利を追求するものであるとき。
- イ 企業が行う社内会議、入社式、求人説明会、面接や社員研修(大津市が実施する出前講座、人権学習、家庭教育等を除く)、福利厚生等
- ウ 法人名を冠した社員のサークルクラブ、同好会を組織してのレクリエーションや文化活動
- エ 企業が販売店や販売員に対して行う講習、説明会等
- オ 企業や自主学习グループ等が行う商品の展示、説明、販売、試食等
- カ 企業が開催する商品研究
- キ 企業が参加費を徴収して行う事業(コンサート、ダンスパーティ等)
- ク 民間教育事業者が塾等の日常活動の場(授業、各種教室、入塾説明会、模擬テスト、通常のけいこ、補習、塾生対象交流会)として使用する場合
- ケ 民間教育事業者の学習成果発表(ピアノ、バレエ発表会等)
- コ 指導者が参加者を募り、参加費を徴収して行う学習会、講座
- サ その他公民館に対する市民の信頼を損なう営利活動であるとき。  
学習会の形態を取りながら、物品のかわりに会員資格等を売る事業等、マルチまがい商法と呼ばれているもの等は、公民館に対する市民の信頼を損なうものであり、使用承認しない。

社会教育法第23条第1項第1号は、「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。」を禁じている。

この規定の趣旨は、公民館自体が営利そのものを追及する事業を行ったり、公民館が特定の営利事業に対し公民館の名称を使用させ、あるいはその他の便益を図ることである。このように本規定は、公民館の目的(社会教育法第20条)を離れた事業のあり方や行為を禁じている。ただし、本規定は、公民館事業や公民館施設利用における料金の徴収や営利的要素をすべて禁じているわけでない。(『別冊法学セミナーNo. 115 基本法コンメンタール/教育基本法 1992年10月20日 日本評論社』)

つまり、公民館自らが営利行為を行なうことを禁止するとともに、特定の営利事業への支援を禁止することにより、公平な施設利用を図ろうとするものであり、物品の販売行為その

ものを一律に禁止しているものではない。営利とは物品販売等を通じて収益をあげることそのものではなく、特定人にその収益を帰属させることであると解されている。(『わが国の社会教育改正社会教育法解説』2000年9月25日 (株)日本図書センター)

そこで、申請者の名称のみをもって営利事業であるというような判断を行わず、その事業の内容を十分に考慮し、その行為が営利事業を援助することに結びつくかどうかをもって判断する必要がある。

=====

## 【V. その他施設（例：守山市図書館）】

○守山市立図書館「施設使用申込みについて」（令和 4 年 5 月 1 日 改訂）より抜粋

---

---

### \* 営利目的の利用について

判断基準の一つとして、以下 に当たる内容は営利目的と判断します。

- 不特定多数の一般参加が可能な催しで、参加に当たり参加者から 501 円以上の料金の徴収を行う場合
- 物品販売
- 営業・宣伝につながる行為
- 営利目的で設立されている会社および団体による使用
- 主催者に利潤が発生する場合（個人事業主による教室・私塾・セミナー等）

※ただし活動内容を考慮して判断しますので、上記の項目に該当する場合でも必ずしもこの限りではありません。

---

---